写真提供　フォトサロン竹中

広報

てんかわ

2004
10
No.333

主な内容

議会だより……2～3
山村開発センターだより……3
議会議員選挙のお知らせ……4
職員給与などの公表……5～7
エコだより/秋季全国火災予防運動……10～11
体協だより……12
天川村の空気を育む会……14～15
お知らせ……16～17

平成16年
第3回 議会定例会

～平成15年度決算・補正予算など23議案を認定・可決～

平成16年第3回天川村議会定例会が、9月7日に招集され開会されました。

会期を9月15日までの9日間と定め、平成15年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定案件を含め23の提案説明を行い、また、平成15年度の認定については決算審査特別委員会を設置し、開会期間中に審議されました。9月15日に再開された議会では、提出された議案全てが原案どおり可決されました。

本定例会に提出された議案の概要は次のとおりです。

認定事項

◆決算の認定

▼平成15年度決算の認定について

決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、委員は議長指名により水口、橋田、前田、原、岡下議員の5名で9月8・9の両日に亘り審査され、岡下委員長から指摘事項なども含め委員長報告がなされ、一般会計をはじめ国民健康保険事業勘定、国民健康保険直診勘定、老人保健、洞川簡易水道事業、栃尾簡易水道事業、下水道事業、分収造林事業、介護保険、温泉施設等の各特別会計の決算について原案のとおり認定されました。

議決事項

◆条例の制定改正等

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について（議員報酬の減額であります。）

▼過疎地域自立促進特別措置法に係る村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

◆予算の補正

▼平成16年度一般会計補正予算（第2号）について

1億1924万5千円を追加し、予算総額を29億5253万7千円としました。歳入では、地方特例交付金・地方交付税・民生費並びに農林水産業費県補助金・減債基金繰越金・雑入・を増額しました。

歳出については、総務費では人件費コミュニティ事業助成金、維持補修費、こまどりケーブルテレビ整備に伴う既存施設の撤去費の補正であります。

民生費では、物件費の補正であります。

衛生費では、人件費・物件費・旧村立診療所解体工事費・バイオし尿処理施設建設工事費等の補正であります。

農林水産費では、人件費・物件費・物件等移転補償費の補正であります。

商工費では、人件費の減額・物件費の補正であります。

土木費では、道路維持補修・道路新設改良費・用地購入・物件費の補正であります。

消防費では、退職報償金・物件費・工事費等の補正であります。

教育費では、物件費等の補正であります。

公債費では、辺地及び過疎対策事業元金繰上償還金の補正であります。

▼平成16年度天川村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

2千321万3千円を減額し総額を2億1千97万1千円とするもので歳入では国庫支出金・繰入金・繰越金の減額し、諸支出金を増額しております。

▼平成16年度天川村介護保険特別会計補正予算（第一号）について

40万円を追加し、総額を一億829万2千円とするもので、諸支出金を増額し、財源として県支出金・繰越金を補正しております。

▼奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について

▼奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について

▼奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について

▼沢谷橋橋梁架設下部工（A1）工事にかかる請負契約の変更について

同意事項

◆委員の選任

▼天川村教育委員会の委員の任命について

任期満了の大谷栄子氏（大字栃尾）について村長から選任したい旨の提案があり、満場一致で議会の同意がなされました。

▼天川村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

任期満了の大谷勝亮氏（大字洞川）

及び中西隆司氏（大字中越）について村長から選任したい旨の提案があり満場一致で議会の同意がなされました。

一般質問

▼質問者　岡下議員

▼平成17年執行の村長選挙に出馬の意向について

村長答弁

現在黒滝村との合併協議が進行中でありますが、この合併の是非にかかわらず村の将来をあがなう大変な時期でございます。合併をふまえて天川村の将来像についての責任を果たしたいと思っておりますので再度立候補する決意を固めております。

山村開発センターだより

ふるさと再発見ツアー

奈良国立博物館特別展「正倉院展」と「秋の奈良公園散策」へのお誘い

興福寺五重塔

国立博物館新館

今回は皆様ご存知の奈良の正倉院に収蔵されています宝物の特別展覧会を毎年この時期に奈良国立博物館で開催されております「正倉院展」にお誘い致します。今年は聖武天皇・光明皇后御遺愛の品々をはじめ、東大寺ゆかりの儀式具・装束・仏具・献物箱、天平時代の装身具・文書等が出陳されているそうです。展覧会を通して仏教への信仰が生み出した優れた美術の魅力、そしてふるさと奈良の歴史や文化について皆様と感じてみたいと思います。

午後は秋の奈良公園周辺を散策したいと考えております。是非この機会にご参加下さい。

「正倉院展」と「秋の奈良公園散策」

◎日　　程　11月10日（水曜日）
◎募集人員　先着30名
◎参加費用　3,000円（入館料・バス代金等）
◎お申込み　山村開発センターまでお申込み下さい

詳しくは
天川村山村開発
センター事務室まで

平成１６年１１月２１日執行

天川村議会議員選挙の

投票所での投票時間は
午前７時から午後６時までです。

天川村の各投票所は、次のとおりです。

投票所名	場所	対象地区
第1投票所	洞川地区公民館（大会議室）	洞　川
第2投票所	天川村山村開発センター（大ホール）	北角～沖金
第3投票所	中谷地区集会所	中谷～沢原
第4投票所	南日裏地区集会所	五色～坪内
第5投票所	栃尾生活改善センター	九尾～和田
第6投票所	ふるさとセンター「つどい」	籠山～山西
第7投票所	広瀬地区老人憩の家	広　瀬
第8投票所	塩野地区集会所	塩　野

期日前投票については
午前８時３０分から午後８時までです。

※投票日（11月21日）に用務、旅行等のために投票所へ行くことができない人は、天川村役場内の選挙管理委員会まで申し出て、期日前投票を行なってください。
（印鑑は必要ありません）なお、入院中の方は病院長に申し出てください。

◎「期日前投票」とは、従前の「不在者投票」に変わる制度です。

【期日前投票期間】
平成16年11月17日（水）～平成16年11月20日（土）

【開票日時及び開票所】

開票日時	平成16年11月21日（日）午後7時00分より
開票場所	天川村山村開発センター（大ホール）

平成16年度
村職員給与などの公表

村職員に支給される給与は、地方自治法と地方公務員法に基づき、村議会を経て定められています。
村職員の給与や定員の状況などの実態について村民の皆さんに一層のご理解をいただくため、平成16年４月１日現在の状況を公表します。

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　　分	住民基本台帳人口（年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	(参考) 14年度人件費率
平成15年度	H15.３.31現在 2,122人	千円 2,481,089	千円 60,903	千円 534,877	% 21.5	% 21.2

（注）平成15年度の歳出額に対する人件費の割合です。人件費には、特別職の給与・報酬などを含みます。

（2）職員給与費の状況（普通会計予算）

区　　分	職員数（A）	給与費				1人あたり給与（B／A）
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
平成16年度	72人	千円 247,815	千円 51,180	千円 100,019	千円 399,014	千円 5,541

（注）給与費は、平成16年度当初予算に計上された額であり、退職手当・共済費・特別職などの給与・報酬などは含みません

（3）職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成16年４月1日現在）

天川村一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
318,500円	43.7歳

（注）「一般行政職」とは、医療職、技能労務職、教育職などを除いたものです。

（4）職員の初任給の状況（平成16年４月1日現在）

区　　分		天川村 決定初任給	国 初任給
一般行政職	大学卒	170,700円	170,700円
	高校卒	138,800円	138,800円

（5）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成16年４月1日現在）

区　　分		経験年数５年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	―	242,800円	―
	高校卒	190,000円	229,700円	259,600円

（6）一般行政職の級別職員数の状況（平成16年４月1日現在）

区　　分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
標準的な職務内容		主事補	主事	主事	主査・課長補佐	課長補佐	課長	課長
職　員　数		0	5	8	13	4	6	8
構　成　比		0	11.0	18.0	30.0	9.0	14.0	18.0
参考	１年前の構成比	2.2	19.1	19.1	19.1	14.9	10.7	14.9
	５年前の構成比	13.3	33.3	15.6	11.1	6.7	13.3	6.7

（注）１.天川村の給与条例に基づく給料表の、級区分による職員数です。
２.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

（7）昇給期間短縮の状況

区分		一般行政職	区分		一般行政職
平成15年度	職員数（A）	80人	平成14年度	職員数（A）	81人
	普通昇給期間（12月～24月を短縮して昇給した職員数（B）	0人		普通昇給期間（12月～24月を短縮して昇給した職員数（B）	0人
	比率（B）／（A）	0％		比率（B）／（A）	0％

（8）－①職員手当の状況

区分	天川村	国
期末手当 勤勉手当	（平成15年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.40月分　0.70月分 12月期　1.60月分　0.70月分 3月期　－月分　－月分 計　3.00月分　1.40月分 職務上の段階、職務の級による加算処理有り	（平成15年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.40月分　0.70月分 12月期　1.60月分　0.70月分 3月期　－月分　－月分 計　3.00月分　1.40月分 職務上の段階、職務の級による加算処理有り
退職手当	（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　21.0月分　28.875月分 勤続25年　33.75月分　44.55月分 勤続35年　47.5月分　62.7月分 最高限度額　60.0月分　62.7月分 その他の加算措置　定年前早期退職特別措置（２％～20％加算） １人あたりの平均支給額　6,127千円	（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　21.0月分　28.875月分 勤続25年　33.75月分　44.55月分 勤続35年　47.5月分　62.7月分 最高限度額　60.0月分　62.7月分 その他の加算措置　定年前早期退職特別措置（２％～20％加算）

（注）①期末手当については、官民格差の大きさなどを考慮し、これに見合うよう月例給を引き下げるなど年間給与で実質的な均衡を図るため、上記12月期末手当より不遡及部分について所要の減額調整をしました。
②退職手当の1人あたりの平均支給額は、平成15年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

（8）－②職員手当の状況（平成16年４月１日現在）

区分	内容	国の制度との同異
扶養手当	配偶者……１３，５００円 配偶者以外の扶養親族で２人まで……６，０００円 ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の１人目の子等……６，５００円 配偶者のない場合には扶養親族のうち１人は……１１，０００円 その他の扶養親族１人につき……５，０００円 （満16歳から22歳のこども１人につき5,000円の加算）	同じ
住居手当	借家……月額１２，０００円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高２７，０００円まで支給している。 自宅……住宅を新築購入した場合のみ、５年間２，５００円	同じ
通勤手当	交通機関（電車・バス）利用者…負担している運賃の額に応じて最高50,000円まで支給している。 交通用具（自動車など）使用者…片道の使用距離に応じ、2,000円（2㎞以上5㎞未満）から最高24,500円（60㎞以上）まで支給している。	同じ

（８）－③調整手当（平成16年４月１日現在）

支給対象地域	全地域
支　給　率	３％
支給対象職員数	７８名
支給対象職員１人あたり平均支給年額（平成14年度決算）	１０８,１９２円

（８）－④特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員の割合	１６.２％
手当の種類（手 当 数）	１３
代表的な手当の名称	一般廃棄物収集・運搬手当・看護師手当・徴税手当

（８）－⑤時間外勤務手当

14年度	支給総額	……8,６７５,９７０円
	職員１人あたりの平均支給年額	……２７１,１２４円
15年度	支給総額	……１０,６１１,４２７円
	職員１人あたりの平均支給年額	……３１２,１０１円

（９）特別職の報酬等の状況（平成16年４月1日現在）

区　分		給料月額	期末手当
給料	村　長	７００,０００円	６月期1.6月分 12月期1.7月分 計　3.3月分
	助　役	６００,０００円	
	収入役	５７０,０００円	
報酬	議　長	２８０,０００円	
	副議長	２３０,０００円	
	議　員	２２０,０００円	

（10）ラスパイレス指数（平成16年４月1日現在）

区　分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
指　数	90.5	90.0	89.7	90.5	88.0

（注）ラスパイレス指数は、国と地方では職員構成が異なり、単純平均では、給与を比較できませんが地方の一般行政職と国の行政職俸給表の適用職員の俸給額とを、学歴別・経験年数別に区分し、職員数で加重平均として算出した指数です。国家公務員の給与を100としています。

（11）定員の状況・部門別職員の状況（各年４月１日現在）

区分		職員数			対前年比増加数		
部門		平成14年	平成15年	平成16年	平成14年	平成15年	平成16年
一般行政部門	議　会	1	1	1			
	総務企画	15	16	18		1	2
	税　務	4	3	3		△1	
	民　生	4	4	4			
	衛　生	11	10	9		△1	△1
	農　林	7	8	6	△3	1	△2
	商　工	5	5	6	1		1
	土　木	4	4	2			△2
	小　計	51	51	49	△2	0	△2
特別行政部門	教　育	22	21	20	△7	△1	△1
	小　計	22	21	20	△7	△1	△1
公営企業会計部門	病　院	6	6	5	6		△1
	下水道	3	3	2			△1
	その他	3	2	2	△6	△1	
	小　計	12	11	9		△1	△2
合　計		85	83	78	△9	△2	△5

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職又は非常勤職員を除いている。

老人医療費助成制度 ㊋対象者
幼児医療費助成制度 ㊍対象者の方へ

老人医療費助成制度　㊋対象者

● 外来の場合・・・自己負担額は医療費の1割

ただし、1ヵ月の負担額が、**12,000円**を超えた場合は、超えた分について払い戻しを受けることができます。
また、村民税非課税の世帯に属する方は、1ヵ月の負担額が、**8,000円**を超えた場合は、超えた分について払い戻しを受けることができます。

●入院の場合・・・自己負担額は医療費の1割

ただし、同一の医療機関での負担額が1ヵ月に**40,200円**に達したときは、その後の自己負担はありません。
また、次の①及び②の場合には、負担額が1ヵ月にそれぞれ以下の基準を超えたときは、**40,200円**との差額部分について払い戻しを受けることができます。
①市町村民税非課税の世帯に属する方・・・・・**24,600円**
②市町村民税非課税の世帯に属する方で
世帯全員の所得が一定基準額以下の方等・・・**15,000円**

幼児医療費助成制度　㊍対象者

老人医療費助成制度㊋対象者の外来の場合と同様。

◎ 手続の際、領収証が必要ですので大切に保管しておいて下さい。

■問い合わせ先　役場　住民課福祉医療係　☎63－0321（内線163）

1日児童相談所の開設について

奈良県高田こども家庭相談所センターでは、児童に関する種々の相談及び指導することを目的とした1日児童相談所を下記のとおり開設します。
満18歳未満の児童について、相談を希望される方は気軽にお越し下さい。

日　　時　平成16年11月15日（月）　午前10時30分～午後3時30分
場　　所　天川村山村開発センター
相談内容等
1.親の死亡、離婚、入院、その他の家庭事情で、子どもの面倒がみられないといった相談。
2.発達の遅れや、身体の不自由など心身の障害に関する相談。
3.盗み、怠学、家出、夜遊び、シンナー遊び、性非行等の相談。
4.内気、反抗、無気力、落ち着きがないなど性格に関する相談
5.不登校（園）の相談。
6.その他育児、しつけ、学業不振の相談。

年金週間

11月6日～12日

年金週間は、国民の一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割について正しい認識と年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、1人ひとりに年金制度に対する参加意識を持っていただくことを目的としています。

公的年金制度は「世代間扶養」の仕組み、すなわち「世代と世代の支え合い」を基本理念として成り立っています。年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢世代を支え、いずれは私たちも孫の世代に支えてもらうことになります。また、老後だけでなくいつおこるかわからない万一のときに備え、みんなで支え合う制度です。

- **国民年金は終身保障です。**
  年金は、生涯にわたってうけることができます。
- **年金は老後だけではありません。万一の時には障害・遺族年金があります。**
  病気やケガで障害が残ったら障害年金があります。
  一家の働き手をなくしたら遺族年金があります。
- **国民年金は決してつぶれません。**
  長期的安定を図るために、国が定期的に年金制度を見直していますので、日本社会が存続する限り、年金制度は崩壊しません。

これらのメリットは、国民年金の加入と保険料納付が前提となります。
ぜひ、この機会に豊かな老後を送るためにも、あなたやご家族の年金について考えましょう。

詳しくは社会保険庁HP　http：//www.sia.go.jpをご覧ください。

奈良県土木部河川課からのお知らせ

河川美化愛護団体支援事業の参加団体募集

県河川課では、県管理の河川で、清掃、草刈り等の美化活動をしていただける団体を募集します。参加団体には、活動にあたって必要となる物品を貸与又は支給します。
詳細は、県吉野土木事務所若しくは県河川課にお問い合わせください。

参加要件
①平成17年３月末までに、１回以上の美化活動を行うことができること
②団体の人数が５人以上であること
③活動範囲が50m以上であること

申込方法
天川村役場建設環境衛生課、県土木事務所、県河川課で配布している計画書に必要事項を記入して、管轄の県土木事務所へ提出してください。

問合せ先
奈良県吉野土木事務所　用地管理課　管理係　☎07463－2－4051
奈良県土木部河川課　総務管理グループ　☎0742－27－7503

エコだより

エコミュージアム観察事業第8回
鍾乳洞探検隊　9月20日　　講師：理学博士　西田史郎先生

今回の観察会は天川村にある２つの鍾乳洞を巡りました。そして、沢山の方が参加してくださり、それだけ沢山の方が、鍾乳洞に興味を抱いてくださっているということです。

コースは、まず先生から講義を受けた後、エコミュージアムを出発し、五代松鍾乳洞を見学した後ごろごろ水の下の遊歩道の橋のある所で、先生が説明をしてくださいました。そこでは、橋のあたりを境に地層が変わるそうです。説明を受けた後、蟷螂の窟で昼食をとり、大原山を登って面不動鍾乳洞を見学し、帰りは町筋の道を通って観音橋のマスを観察した後、エコミュージアム駐車場に戻りました。大変長いコース、みなさんお疲れさまでした。

鍾乳洞のできかた

①石灰岩地帯に雨が降る。②地面に染み込み、腐葉土により酸性度を増した雨が、岩割れ目に染み込み石灰岩を溶かす。③②が進むことにより、鍾乳洞ができてくる。

※人が入れる大きさになるまでは、万年単位の長い時がかかるのだそうです。鍾乳洞はまさに、私たちが身近に見ることのできる地球の歴史なのです。

平成16年 秋季全国火災予防運動

平成16年11月9日～平成16年11月15日

統一標語　『火は消した？　いつも心に　きいてみて』

火災が発生しやすい時季を迎えますので、火気の取扱には十分注意しましょう。
近年の建物火災による死者のうち、住宅火災による死者が8割以上を占め、また、住宅火災における死者の内高齢者層（65歳以上）が約半数を占めています。日頃から次の事項をこころがけ火災のない町づくりをしましょう。

● 住宅防火　いのちを守る　7つのポイント　―3つの習慣・4つの対策― ●

【3つの習慣】
○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】
○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

こんな消火器は絶対に使用しないで下さい。

◇本体容器にはく離、腐食、使用に耐えない変形、鋭いキズがあるもの。
◇蓋（キャップ）に光沢がなくなり、シワ、スジ、表面にボツボツができたものやメッキがはがれ、その跡に白い結晶ができたもの。

こんな消火器は、普通のゴミのように捨てたり、軒下・空き地その他屋外に放置しないで下さい。また、むやみに放出しないで下さい。消火器は非常に高い圧力で消火薬剤を噴出します。したがって、錆びた消火器や変形・キズのあるものは、その部分が圧力に耐えられず、破裂する危険があります。こうしたことによって、ご自身がケガをしないよう、また他の人が不用意に扱ったりすることのないように、十分ご注意して下さい。

不要になった消火器は事故防止のため、必ずお買い求めになった販売店か専門業者に引き渡して下さい。

消火器の悪質訪問販売・点検にご注意して下さい。

最近、悪質な消火器の訪問販売・訪問点検による被害が多発しています。不適切な点検を行う業者の手口は巧妙であり、高額で消火器を販売したり不適切な点検を行い高額な金額を請求します。また、消防法や刑事・民事上の違反を明確に特定することができないケースが多く、これらに係る被害やトラブルの発生を未然に防止されますよう心がけて下さい。

消火器に対するお問合せは、最寄りの消防署まで

体協だより

秋の村民グランドゴルフ大会の結果について

10月11日（体育の日）恒例の『秋の村民グランドゴルフ大会』を天川健民運動場で開催し、秋晴れの下で老若男女76名が参加し得点を競いました。

コースは昨年同様、天の川スポーツ広場内の「芝コース」と健民運動場「グランドコース」の複合コースです。このコースはボールの転がり易い「グランド」と転がり難い「芝」を組み合わせているため力加減が難しく、参加者の皆さんかなり苦労されていました。

なお、今大会の上位入賞者は、『秋季吉野郡民体育大会』に天川村代表として出場していただきます。

◆入賞者及びスコア結果

	男子の部		女子の部	
	氏名	スコア	氏名	スコア
1位	水口義文	43	中西里美	46
2位	平年次	44	大山喜代子	48
3位	榎本清七	44	堀井ミサエ	49
4位	赤井辰夫	48	堀井茂子	50
5位	西岡秀一	48	新宅美千代	50
6位	楠幸美	49	堀井智津子	50
7位	原理真	49	豕瀬康子	50
8位	森貞次	51	堀井スミ子	50
9位	新宅一二郎	51	竹内恵香	50
10位	片岡長三	52	杉本喜美子	51

◆ラウンド中のホールインワン

グランドコース	水口義文	堀井ミサエ	小林義雄
	水口眞智子	松元キヌ子	
芝コース	原理真	新宅一二郎	平年次

地震に備えて

1 まず落ち着いて身の安全を

●大きなゆれが続くのは、長くても1～2分ぐらい。丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠しましょう。
●背の高いタンス、本棚や窓ガラスから離れましょう。

2 慌てず火の始末を

●落ち着いて火の始末をしましょう。
（ストーブは、「耐震自動消火装置付」のものを使用しましょう。）
●ガス器具は元栓を閉めて、電気ブレーカーは「切」にしましょう。

3 避難は徒歩で

●避難は自動車を使わないで、徒歩で行いましょう。
●あわてて階段をかけ降りたり、窓や屋根から飛び降りてはいけません。

4 自動車の運転中では

●消火栓や交差点をさけて、道路の左側に停止してエンジンを止めましょう。
●警察官が交通規則を行っているときは、その指示に従ってください。

5 正しい情報の入手を

●テレビ、ラジオの報道に注意して、デマに迷わされないようにしましょう。
●役場、警察、消防からの情報には、たえず注意しましょう。
●不要、不急な電話は、かけないようにしましょう。

6 協力しあって応急救護を

●軽いケガなどの処置は、みんなが協力しあって応急救護をしましょう。

7 家族で防災について話し合いましょう

●家族がバラバラになった時の連絡方法を決めておきましょう。
●非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。

中吉野警察署　0747－53－0110

平成16年度 自衛隊生徒募集

1．受付期間

平成16年11月1日（月）～平成17年1月11日（火）まで（締切日厳守）

2．試験日及び試験場所

平成17年1月15日（土）　　奈良県社会福祉総合会館（橿原市）

3．受験資格

日本国籍を有し、平成17年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子。

4．申込み・問合わせ先

〒637-0004
五條市今井5丁目1－12　サンタウン2F　自衛隊五條募集事務所
☎07472－2－3789　　http://www.nara.plo.go.jp

tenkawa winds 02 report

第2回会合レポート .02

〈天川村の空気を育む会〉第2回会合が、去る8月6日（金）、旧天川西小学校の講堂を会場に催されました。第1回会合のディスカッションでは、天川村における開発と利便性／自然環境の保全／これからの観光のことなど、主に現在の天川村が内部に抱える問題を中心として議論が行われました。そこで今回は、外部からとの関係性（たとえば都市からみた天川村）という視点から「これからの天川村」について考えるヒントを探ってみようということで、まず〈都市／農村の二住生活〉を実践されている松村賢治氏[*]にその体験をレクチャーしていただき、その後、松村氏を交えたメンバーにより、天川村の魅力や天川村のこれからのあり方についてディスカッションを行いました（レクチャー／ディスカッションともに一般から出席者を募って公開され、大阪や神戸から訪れた学生も参加しました）。

松村賢治氏レクチャー
都市からみた天川村

紙面の都合上、ここで松村氏[*]の講演を詳しくご紹介できませんが、以下にその簡単な概要をご報告します。

松村氏は、いまだ旧暦の時間軸のなかに生活を営む南太平洋諸国との国際交流をつうじて、季節や農産物の収穫時期、自然のリズムに準ずる旧暦のよさを再発見されたそうです。氏はさらに続けて、現代では経済優先社会の歪みとして全国的に文化の継承が断絶しつつあるが、それはそれまでの文化を育んできた土壌としての「旧暦という時間軸」が、明治時代に廃止されてしまったということと深く関わっているのではないか、との問いかけをされました。

その後は、自然と人間の生業を結ぶ時間軸（旧暦）を取り戻すという試みをもとに展開したまちづくり運動の実例や、氏自らによる都市／農村二住生活、スローライフの実践が披露され、都市と農村のバランスのとれた発展を取り戻すことがこれからの我が国が進む道である、という氏の着眼点や想いが天川村にエールとして投げかけられました。

ディスカッション
ミリョクを残す村、ミリョクをつくる村

第一回会合より、美しい自然／歴史環境の保全や、それらをより多くの人々に理解してもらい、楽しんでもらうためにはどうすればよいか？ということが問題になっています。今回もメンバーから「ゴミだらけの町から来た人はゴミを簡単に捨てるだろうし、美しい景観を持ち続ける町から来た人はゴミを捨てないだろう」「美しい自然が残っている天川村でさえ、生態がかわり絶滅している植物や魚もある」などといった発言があり、そのことを話し合うなかで、海外や国内でマナーの良い観光客を集め、質の高い観光地として成功している場所の例があげられました。

それらの場所の多くは、生活の不自由を了承の上、元来の生活習慣を頑なに守っていたり、自然を守るための規制とと

お問い合わせ
天川村役場企画財政課
担当：阪岡／中森
hagukumu@vill.tenkawa.nara.jp

もにネイチャーガイド（自然の案内人）を育成していたり、といったことを行っているようです。会場では「そこでは美しいモノを残すという目的に向かって、それぞれに工夫された、確固たる方法がつくられている、つまり［残す］ということを［つくって］いるのだ」と語られました。

自然保護に対するこうした努力は、結果として質の高い観光を生みだしていますが、これは〈ミリョクを残す村〉であると同時に、〈ミリョクをつくる村〉として、来客者に何か大切なことが強いメッセージとして伝わっているということなのでしょう。「日本全国に市町村が三千三百以上あるなかで、我々も天川村はこんな村ですよ、とメッセージを出していかなければならない」という意見が出されました。

天川村の〈多様性〉を〈ミリョク〉に変える方法は？

これまで天川村内部の課題として、生活・文化系、自然系、産業系などに分類される多種多様なことがらが取り上げられてきましたが、その天川村内部でもさらに地域別でそれぞれ問題のあり方が異なってくる、という認識が大きかったように思われます。今回の会合でも「天川村というくくりが本当にただしいのか？　それぞれのエリアで背景が全然違う」という意見がありました。

しかしこれを単に地域の温度差であるとするのでなく、自然や歴史、文化を背景とした人間の営みがいかに多様であるか、と捉えることができれば、そこには大きな魅力となる可能性が見えてくるかもしれません。

たとえば、環境における生態系の連綿としたつながりが、（まさに「旧暦」のような）人間や社会、ひいては文化との〈つながり〉として人々に正しく伝われば、マナーの良い来客者が増えていったり、自然のなかでの生活に対する思いが生まれたりするだろう、との意見が会場であがりました。同じように、生活・文化系、自然系、産業系といった各分野の課題も、こうした〈つながり〉のなかで新たに議論し、外に向かって表現／発信していくことで、もうひとつの大きな魅力に繋がるかもしれません。また、こうした［もうひとつ上の可能性］に向かうなかでは、逆に少々の対立、矛盾なども取り入れた総合的な視点が大切で、それが〈多様〉として別の魅力を生みだすのではないか、という意見もありました。

松村氏の講演では、「旧暦」をある小さな地域の勉強会で取り上げることにより、これを軸として新しい可能性がその地域に芽生えていったという実例なども紹介されましたが、これもそのような〈つながり〉を再発見していく上ではたいへん示唆的ではないでしょうか。これまでにあげられたさまざまな課題の「接点」をつないでいくことが、〈ミリョク〉をつくっていく方法の手がかりになっていくかもしれません。

●

会合では、まず地元でもう少し時間をかけて内部での情報交換、勉強会などをおこなう必要もあるのではないかということで、今後ともさまざまな課題／方向性について協議する分科会のようなものを、天川村内外の協力で立ち上げていく方向を検討してしてみようということになりました。

編集する〈天空育〉

限られた時間のなかでこれまで二回に分けて会合がおこなわれてきましたが、情報を共有し、発信していくものとして立ち上げられた〈天川村の空気を育む会〉も、今回の会合でその方向性がよりはっきりしてきたのではないかと思われます。

〈ミリョク〉を発見的につくっていくということはどういうことなのでしょうか？　観光、保全、利便性を考えていくなかで相互の矛盾を知り、それらの問題をつつみこむかたちで展開していくための方法――それは、天川村に既にあるさまざまな歴史／文化／自然／生活、これらの情報を複合的に収集し相互に〈つながり〉をつくりつつ、紡いでいくこと、そしてそれを〈ミリョク〉として編みだし、発信していくということではないでしょうか。

それはたとえば「雑誌を編集する」という行為に似ていると言えるでしょう。かき集めてきた題材を材料とし、編集方針と照らし合わせながら、それらが限りなく魅力的に組み合わさるように工夫を行いながらひとつの誌面をつくっていくこと。私たちは、〈天空育〉をまさにそのような、〈天川村を編集し、表現し、発信していく場〉として捉えていけばいいのではないかと考えました。

●

ディスカッションの後には、懇親会が催されました。天川村の夏の夜、思い出の学舎のたたずまい、その校庭でふるまわれた地元の食材でのバーベキュー、メンバーのみなさんの「これからの天川村」に対する熱意――とてもすばらしい雰囲気でした。これもまた〈題材を限りなく魅力的に組み合わせる工夫〉として、だれもが感動する、すばらしい編集作業！だったのではないでしょうか。

文責＝〈天川村の空気を育む会〉事務局

［＊］松村賢治氏プロフィール

建築家、（株）松村建築研究所代表。一九四二年生まれ、広島市出身。著書「旧暦と暮らす～スローライフの知恵ごよみ」（ビジネス社）は大きな反響を呼び、旧暦ファンを増やしつつあります。

胃の調子が気になりますが

胸やけ・胃の痛み・胃もたれといった不快な胃の症状は暴飲暴食などの生活習慣の乱れによって起こることがあります。

しかし、これらの症状が、胃炎・逆流性食道炎・いかいよう胃潰瘍・胃がんなどの病気を知らせるサインだったという例も決して少なくありません。

胸やけの原因の多くは、胃酸の逆流で、胃酸の出過ぎや食道の機能異常によっておこるものです。

胃もたれは、食後におなか腹が重苦しく張ったような症状で、胃から腸に食物が移動しにくくなっている状態に多いと言われています。

気になる胃の症状が現れたときは、要注意です。まれに心臓や他の内臓の病気の場合もありますので、医師に相談して検査を受けることをお勧めします。

胃の検査は、胃透視検査と内視鏡検査の二つが代表的です。

胃透視検査は、造影剤（バリウム）を飲んで、X線により、胃や食道の状態や病気を調べるものです。

内視鏡検査は、口から胃カメラを入れて、食道や胃などの内部を直接見る検査です。また、胃や食道の組織を採って調べることもできます。

日常生活で気をつけることは、生活習慣を整えて、定期的な検査を受けることです。

奈良県医師会

放水訓練の実施について

天川村消防団では、例年この時期に防火パレードや一斉放水訓練を実施することで、ふだんより一層、火災の予防に取り組んでいきたいと考えております。

○防火パレード　　平成16年11月8日（月）
○村内一斉放水訓練　平成16年11月8日（月）午後7時より

なお、放水訓練にあわせて村内全域にサイレンが鳴りますが、これは訓練のサイレンですのでお間違えのないようご注意願います。

天川村消防団・役場総務課

善 意 銀 行

金３００,０００円
洞川　桝谷　源逸 様
（亡父　徳三郎様の供養として）
ありがとうございました

訂正とお詫び

◆9月号広報の「善意銀行」の中で松谷満里子様(亡夫清造様の供養として）金100,000円と掲載いたしましたが金200,000円の誤りでした訂正してお詫び申し上げます。

◆9月号広報の洞川中3年大谷優貴乃さんが「群馬国体に出場」と掲載されておりましたが「埼玉国体に出場」の誤りでした。
また、全国中学校陸上競技大会8月23日～25日となっておりましたが、8月22日～25日の間違いでした。
訂正してお詫び申し上げます。
尚、埼玉国体は10月23日～28日迄開催されました。

全国一斉「女性の人権ホットライン」集中相談日開設

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性の人権に関わる問題全般について人権擁護委員と弁護士が下記のとおり無料・秘密厳守で電話相談に応じます。

1、日　　時　平成16年11月21日（日）午前10時から午後5時
2、電話番号　0742－23－2124
0742－27－7531（11月21日のみ専用）
0745－52－4009（11月21日のみ専用）
3、対　　象　県内在住の女性
4、相 談 員　人権擁護委員・弁護士
奈良県法務局・奈良県人権擁護委員連合会

県内で買い物をすれば、住みよい郷土ができる！

お買い物は県内で

奈良県内で買い物をすれば、県に入る地方消費税が増え、さらに市町村への交付金も増えて、身近な行政に生かされます。

たばこも地元で買いましょう！
たばこを買った地元の県や市町村の収入となります。

奈良県・市町村　奈良県地方消費税啓発推進協議会

納税には便利な口座振替（自動振込）をご利用ください。

申込みは下記金融機関へ
郵便局・奈良県農協・奈良銀行・南都銀行

村税は貴重な村の財源です。自主納付をお願いいたします。

写真館

秋の観音峰

ムラサキホウキタケ

サンゴハリタケ

写真提供：平恵子さん

天川村民憲章

（平成10年1月1日制定）

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

天の国

誰もが満天に輝く星のように

●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。

●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

木の国

誰もが天と地の恵みで育つように

●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。

●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

川の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように

●スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。

●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

村の花
オオヤマレンゲ

村の木
杉

村の鳥
コマドリ

発行／天川村役場　〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
TEL：0747-63-0321　FAX：0747-63-0329　企画・編集／広報係（内線220）
URL：http://www.vill.tenkawa.nara.jp/　E-mail：tenkawa@vill.tenkawa.nara.jp

広報てんかわ
平成16年10月31日発行　通巻333号

村のうつき

◆人口　2,123人（－2）男1,001人（＋2）女 1,122人（－4）
◆世帯数　839戸（－3）
2004年9月30日現在（　）内は前月との比較

■広報「てんかわ」は再生紙を使用しています。
R100 古紙配合率100％再生紙